



【内部統制システムの推進のための体制】

職 名	北海道国立大学機構内部統制規程	
	役 割	責 務
理事長	内部統制最高責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の内部統制システムについて、その最終責任を負う。
理事長が指名する理事	内部統制総括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構における内部統制システムに係る業務を総括する。 ・ 内部統制システムの整備及び運用状況について役員会に定期的に報告を行うものとする。
各大学長 事務局長	内部統制推進責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌する業務における内部統制システムの運用を推進するとともに、状況を把握し、監督する。 ・ 内部統制に関して特に問題のある事案がある場合は、速やかに改善措置を講ずるとともに、その内容及び経過を最高責任者、内部統制総括管理責任者及び監事に報告する。
各大学事務部長 事務局各課長 監査室長	内部統制推進部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌する業務における内部統制を推進する。 ・ 推進責任者を補佐するとともに、各推進部門と連携し、所掌する業務を適正かつ効率的に実施するため、業務の進捗状況を把握し、継続的に見直しを図る。 ・ 所掌する業務における内部統制に関して特に問題のある事案がある場合は、速やかに改善措置を講ずるとともに、その内容及び経過を、推進責任者に報告する。
役職員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令、機構規則等を遵守し、自己点検、相互牽制、承認手続等の適切な内部統制活動を行う ・ 内部統制上の重大な問題が発生したときは、速やかに推進部門長に報告する。

→ 内部統制システムを統括する組織を置くものとし、機構の役員会をもって充てる。

